

被災時における交通行動の変化と駐車場の整備・活用方策に関する研究

《研究の概要・内容》

- 平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、今後発生する可能性が高い首都直下地震等の大規模地震に備えて、駐車場の活用方策を研究し、提言としてとりまとめました。
- 研究にあたっては、大震災発生時・発生後の自動車運転者の交通行動をアンケートにより把握し、地震による被害や計画停電時の運営方法を駐車場事業者へのヒアリングにより把握することで、実態に即した方策を検討しました。
- 提言は、駐車場事業者実施すべきこと、行政が果たすべき役割に分けて示しました。

【地震にともなう交通行動・交通現象の実態】

- 地震発生当日、90%のドライバーは自動車帰宅しました。
⇒大地震の際は交通規制が実施されるため、自動車による帰宅の見合わせる必要があります。
- 地震発生当日は道路が渋滞し、幹線道路の渋滞は深夜まで続きました。
⇒緊急車両等の通行に支障が生じるため、走行中の車両を駐車場に受け入れる必要があります。
- ⇒帰宅困難者用の食料等の備蓄、携帯電話等の通信設備の整備を進める必要があります。

【震災後の駐車場の状況】

- 仙台都市圏・首都圏とも、駐車場の被害はほとんどありません。
⇒今後も継続して、駐車場の安全性向上に努めることが重要です。
⇒地震発生直後、事業者は利用者・車両・施設等の安全確認方法を定める必要があります。
- 地震発生直後の停電により、駐車場のゲートが開かないなど、不便が生じました。
⇒事業者は対応方法を規定する、停電に対応した機器を導入するなどの対策が必要です。
- 計画停電時は、駐車場が利用できないなど、不便が生じました。
⇒管理センターから遠隔操作できる機器等の導入を促進することが重要です。

大規模地震発生時の駐車場活用に関する提言

駐車場事業者が実施すべきこと

＜平常時から備えること＞

- ①地震発生直後の利用者・車・施設の安全確認方法を定める。
- ②地震発生直後の停電時の対応方法を定める。
- ③地震発生当日の帰宅困難者用の食料等を備蓄する。
- ④計画停電時の運用マニュアルを策定する。
- ⑤地震による被害が発生しないよう安全性向上に努める。
- ⑥停電を感知して作動する機器、計画停電時に遠隔操作できる機器を積極的に導入する。
- ⑦地下駐車場等に携帯電話や無線LAN等の通信設備を整備する。
- ⑧太陽光発電・風力発電等の自然エネルギー導入を検討する。
- ⑨自家発電設備、蓄電設備の設置を検討する。
- ⑩災害時に取るべき行動について各種媒体を通じて広報する。

＜地震発生当日にすべきこと＞

- ⑪地震発生直後や停電時には、マニュアルに準じて状況に応じた対応をする。
- ⑫緊急車両を走行させるため、駐車場を開放し車両を受け入れる。
- ⑬食料等を備蓄している駐車場では、帰宅困難者を受け入れる。

＜道路啓開※時にすべきこと＞

- ⑭緊急輸送等を行う道路では、道路上に放置された車両を保管するため、駐車場を開放する。

＜復旧～復興時にすべきこと＞

- ⑮支援物資の受け入れ拠点、復興支援車両の臨時駐車場として活用する。

行政が果たすべき役割

駐車場事業者が実施する方策を支援します。

- ①自治体が計画している駐車場整備目標量を適正に整備する。

- ②地震災害に関する警戒宣言が発せられたときの対応について、ドライバーに対し周知・啓発する。

- ③通行止め等の交通規制が実施された場合、車両保管場所とし駐車場開放を要請する。

- ④緊急輸送を行う道路周辺は、車両保管場所として駐車場開放を要請する。

- ⑤支援物資の受け入れ拠点として屋根付き大規模駐車場の活用を要請する。

- ⑥復興支援車両の駐車場として活用を要請する。

※道路啓開とは、道路に瓦礫等が散乱した場合、それらを除去して車両が走行できる状態にすること。